

議案第23号

幕別町手数料条例の一部を改正する条例

幕別町手数料条例（平成12年条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表51の項中「平成28年経済産業省・国土交通省令第1号」（以下この項から55の項）を「平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から57の項」に、「457,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、35,000円）」を「357,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）」に、「189,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、35,200円）」を「147,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）」に改める。

別表52の項中「245,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、35,000円）」を「190,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）」に、「112,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、35,200円）」を「85,600円（判定機関審査を受けた場合にあつては、23,000円）」に改める。

別表中56の項を58の項とし、同項の前に次のように加える。

57	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になっている	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付手数料	<p>軽微な変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であつて基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を受けていた場合当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。ロにおいて同じ。）の床面積の合計について、53の項のロ(1)(イ)及び(ロ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額</p> <p>ロ 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であつて基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を受けていた場合当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、53の項のロ(2)(イ)及び</p>	交付申請のとき	
----	--	--------------------------------	--	---------	--

	ことを証する書面の交付		(ロ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額 ハ イ及びロに掲げる場合以外の場合 当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計について、53の項のロ(3)(イ)及び(ロ)に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額		
--	-------------	--	---	--	--

別表55の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に、「416,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、30,400円）」を「322,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、18,700円）」に、「165,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、30,400円）」を「125,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、18,700円）」に改め、同項を同表56の項とし、同表54の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「224,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、31,700円）」を「172,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円）」に、「99,200円（判定機関審査を受けた場合にあつては、31,700円）」を「73,600円（判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円）」に、「法第31条第2項において準用する法第30条第2項」を「法第36条第2項において準用する法第35条第2項」に改め、同項を同表55の項とし、同表53の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「417,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、31,700円）」を「324,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円）」に、「166,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、31,700円）」を「126,000円（判定機関審査を受けた場合にあつては、20,100円）」に、「法第30条第2項」を「法第35条第2項」に改め、同項を同表54の項とし、同表52の項の次に次のように加える。

53	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	イ 建築物エネルギー消費性能確保計画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 当該計画に係る建築物について基準省令第10条第1号に規定する工場等（以下この項及び57の項において「工場等」という。）以外の用途であつて基準省令第1条第1項第1号イに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。以下この項において同じ。）（エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除	交付申請のとき	
----	--	----------------------	---	---------	--

エネルギー
消費性能
適合性
判定

く。イ(2)並びにロ(1)及び(2)において同じ。)の
床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める
金額

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

257,000円

(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超える
もの

322,000円

(2) 当該計画に係る建築物について工場等以外
の用途であって基準省令第1条第1項第1号
ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画
を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る
1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の
区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

98,800円

(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超える
もの

125,000円

(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 次に掲
げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部
分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に
定める金額

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

11,000円

(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超える
もの

18,900円

ロ 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計
画1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、
それぞれ次に定める金額

(1) 当該計画に係る建築物について工場等以外
の用途であって基準省令第1条第1項第1号
イに適合している旨の判定を申請し、又は計画
を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る
1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の
区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの

134,000円

(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超える
もの

170,000円

		<p>(2) 当該計画に係る建築物について工場等以外の用途であって基準省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 54,900円</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 72,200円</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる当該計画に係る1棟の建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 11,000円</p> <p>(ロ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 18,900円</p>	
--	--	---	--

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。